

会議・打合せ・視察顛末書

							記 録 者	吉永 健男	
決 裁	市 長	副 市 長	教 育 長	部 長	課 長	課長補佐	主 係	査 長	グ ル ー プ 員
	/								
件 名	令和2年第4回龍ヶ崎市教育委員会定例会会議録								
年 月 日	令和2年4月22日（水）午後3時～午後4時39分								
場 所	龍ヶ崎市役所5階全員協議会室								
出 席 委 員	平塚和宏教育長，斎藤勝教育委員会教育長職務代理者，岡澤明子教育委員会委員，野中浩教育委員会委員								
欠 席 委 員	高橋伸子教育委員会委員								
傍 聴 者	なし								
出 席 者	教育部長 教育総務課長 教育副部長兼文化・生涯学習課長 指導課長 学校給食センター所長 教育センター所長 教育総務課長補佐 教育総務課長補佐 教育総務課総務グループ主幹				松尾 健治 中村 兼次 松本 大 本橋 聡 神永 健 松谷 真一 岩井 務 関ヶ原 功 吉永 健男				
議 事 日 程	1 開 会 2 前 回 会 議 録 の 承 認 3 教 育 長 報 告 4 議 事 議案第1号 龍ヶ崎市埋蔵文化財専門職員の任用について 議案第2号 龍ヶ崎市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について 議案第3号 龍ヶ崎市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部を改正する告示について 議案第4号 龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対応臨時休業に係る学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱について 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市教育委員会事務局職員の分限休職について） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市教育委員会会計年度任用職員の任用について） 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算について） 5 報 告 事 項 (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生について (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生について (3) 令和2年度の主な事務事業について 6 そ の 他 7 閉 会								

教 育 長	<p>(1) 開会 皆様こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。 本日、高橋委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますので、令和2年第4回龍ヶ崎市教育委員会定例会を開会いたします。</p>
教 育 長	<p>(2) 前回会議録の承認 はじめに、3月定例会及び臨時会の会議録の承認を行います。会議録につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。</p>
全 委 員	異議なし。
教 育 長	それでは、3月定例会及び臨時会の会議録につきまして、このとおり承認いたします。
教 育 長	<p>(3) 教育長報告 続きまして、教育長報告をさせていただきます。 (常陽銀行から新小学1年生へ防犯ブザーの寄贈、竜ヶ崎青年会議所から小中学校へ消毒液の寄贈、市職員退職者辞令交付式及び教職員人事発令通知書交付式、市職員辞令交付式及び教職員人事発令通知書交付式、臨時校長会、臨時校長会、校長会総会、教頭会研修会、教務主任会、市立小・中学校入学式、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業、児童生徒に係る重大事態調査委員会、文化協会本部会、埋蔵文化財所在の有無照会(3月26日～4月8日分)、拠点校指導員研修会、語学指導事業(ALT配置)説明会、市新規採用教職員研修会、全国学力・学習状況調査、小中学校龍の子さわやか相談員合同研修会)</p>
教 育 長	委員の皆様方から何かございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	<p>(4) 議案第1号 龍ヶ崎市埋蔵文化財専門職員の任用について それでは議事に入ります。議案第1号「龍ヶ崎市埋蔵文化財専門職員の任用について」事務局から説明いたします。</p> <p>(文化・生涯学習課長 議案第1号について説明)</p>
教 育 長	ただいま、議案第1号について、説明がありましたが、これらについてご質問等ございましたらお願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	それでは、議案第1号について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第1号については、原案のとおり可決されました。
教 育 長	<p>(5) 議案第2号 龍ヶ崎市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について 続きまして、議案第2号「龍ヶ崎市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について」事務局から説明いたします。</p> <p>(教育総務課長 議案第2号について説明)</p>

教 育 長	ただいま、議案第2号について、説明がありましたが、これらについてご質問等ございましたらお願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	それでは、議案第2号について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第2号については、原案のとおり可決されました。
教 育 長	<p>(6) 議案第3号 龍ヶ崎市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部を改正する告示について</p> <p>続きまして、議案第3号「龍ヶ崎市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部を改正する告示について」事務局から説明いたします。</p> <p>(教育総務課長 議案第3号について説明)</p>
教 育 長	ただいま、議案第3号について、説明がありましたが、これらについてご質問等ございましたらお願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	それでは、議案第3号について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第3号については、原案のとおり可決されました。
教 育 長	<p>(7) 議案第4号 龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対応臨時休業に係る学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱について</p> <p>続きまして、議案第4号「龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対応臨時休業に係る学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱について」事務局から説明いたします。</p> <p>(教育総務課長 議案第4号について説明)</p>
教 育 長	ただいま、議案第4号について、説明がありましたが、これらについてご質問等ございましたらお願いいたします。
野 中 委 員	困窮している児童生徒はわかりますか。自己申告ですか。
教 育 総 務 課 長 補 佐	対象は、令和元年度に就学援助の認定を受けている方を対象としております。それに加えまして、令和2年度新入学される方の入学準備金を支給されている方も対象としております。
教 育 部 長	これは、準要保護世帯に該当する児童生徒を対象にしていますが、準要保護というのは生活保護、つまり要保護ですが、要保護の基準の1.3倍以内にある世帯の児童生徒を対象としています。保護者から学校を経由する申請に基づきまして、認定をしていますが、現在、学校休業中ですので、昨年度、認定した児童生徒が、4月にも在籍してれば、該当するとみなしましようということです。そして新入生については、3月に入学準備金を支給していますので、引き続き同じ経済状況であろうと

	<p>して、準要保護とみなした上で、4月から学校休業期間中の給食費相当額を補助するということです。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第4号について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。</p>
全 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり可決されました。</p>
教 育 長	<p>(8) 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて (龍ヶ崎市教育委員会事務局職員の分限休職について) 続きまして、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて (龍ヶ崎市教育委員会事務局職員の分限休職について)」事務局から説明いたします。</p> <p>(教育部長 報告第1号について説明)</p>
教 育 長	<p>ただいま、報告第1号について、説明がありましたが、これらについてご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
全 委 員	<p>特になし。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告第1号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p>
全 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認め、報告第1号については、原案のとおり承認されました。</p>
教 育 長	<p>(9) 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて (龍ヶ崎市教育委員会会計年度任用職員の任用について) 続きまして、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて (龍ヶ崎市教育委員会会計年度任用職員の任用について)」事務局から説明いたします。</p> <p>(教育部長 報告第2号について説明)</p>
教 育 長	<p>ただいま、報告第2号について、説明がありましたが、これらについてご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
全 委 員	<p>特になし。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告第2号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p>
全 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認め、報告第2号については、原案のとおり承認されました。</p>
教 育 長	<p>(10) 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算について) 続きまして、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて (令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算について)」事務局から説明いたします。</p> <p>(教育部長 報告第3号について説明)</p>

教 育 長	ただいま、報告第3号について、説明がありましたが、これらについてご質問等ございましたらお願いいたします。
斎 藤 委 員	サーモカメラの台数が21台ということですが、学校によって2台ということですか。
教育総務課長	城ノ内中、馴柴小、城ノ内小、八原小が2台です。
斎 藤 委 員	それは入口の広さの関係ですか。
教育総務課長	児童生徒数が多いという事です。
斎 藤 委 員	検温器を配置する予定はないんですか。
教育総務課長	当初、非接触型の検温器の配備を検討していたんですが、なかなか調達することが難しいものですから、そちらを見送りましてサーモカメラを調達します。それと従来型の検温器で対応していく予定です。各学校によって、検温器が不足している状況もありますので、保健センターから借りまして、不足しているところにはお配りしたいと考えています。
教 育 長	それでは、報告第3号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、報告第3号については、原案のとおり承認されました。
教 育 長	(11) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生について 次に報告事項です。報告事項の1「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生について」事務局から説明いたします。 (教育センター所長から説明)
教 育 長	ただいま、報告事項の1について説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	(12) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生について 続きまして、報告事項の2「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生について」事務局から説明いたします。 (教育センター所長から説明)
教 育 長	ただいま、報告事項の2について説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	(13) 令和2年度の主な事務事業について 続きまして、報告事項の3「令和2年度の主な事務事業について」事務局から説明いたします。

<p>教 育 長</p> <p>全 委 員</p> <p>教 育 長</p> <p>事 務 局</p> <p>教 育 長</p>	<p>(各課長から説明)</p> <p>ただいま、報告事項の2について説明がありましたが、これについてご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>特になし。</p> <p>議事につきましては以上ですが、事務局から連絡事項がございます。</p> <p>5月につきましては、5月29日(金)13時30分から教育委員会定例会を、15時30分から総合教育会議を開催することでお願い申し上げます。6月につきましては、6月24日(水)14時から教育委員会定例会を、16時から学校長会との意見交換会の開催を予定しております。意見交換会の詳細につきましては、改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。</p> <p>【議決事項】</p> <p>議案第1号 龍ヶ崎市埋蔵文化財専門職員の任用について</p> <p>議案第2号 龍ヶ崎市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について</p> <p>議案第3号 龍ヶ崎市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部を改正する告示について</p> <p>議案第4号 龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対応臨時休業に係る学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱について</p> <p>報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(龍ヶ崎市教育委員会事務局職員の分限休職について)</p> <p>報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(龍ヶ崎市教育委員会会計年度任用職員の任用について)</p> <p>報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算について)</p> <p>【会議録調製年月日】</p> <p>令和2年4月24日</p> <p>【会議録調製者】</p> <p>龍ヶ崎市教育委員会事務局 教育総務課 総務グループ 主幹 吉永 健男</p> <p>○龍ヶ崎市教育委員会会議規則第15条及び第16条の規定により、この会議録を調製させ、署名する。</p> <p style="text-align: right;">教育長 平塚 和宏</p>	
<p>情 報 公 開</p>	<p>公開</p>	<p>非公開(一部非公開を含む)とする理由</p> <p>公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)</p> <p style="text-align: right;">(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>